

標題

2013年4月15日以降の日本籍船舶の「液化ガスばら積適合証書(IGC/GC Code)」の発行及び「国際液体化学薬品ばら積適合証書」、「高速船安全証書」、「高速船航行条件証書」並びに「国際満載喫水線免除証書」の年次検査/中間検査後の裏書きについて

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0949
発行日 2013年4月15日

各位

今般、2013年4月15日から施行される船舶検査関連法令の一部改正により、弊会が国土交通省に代わり、日本籍船舶の「液化ガスばら積適合証書」の発行及び「国際液体化学薬品ばら積適合証書」、「高速船安全証書」、「高速船航行条件証書」並びに「国際満載喫水線免除証書」の年次検査/中間検査後の裏書きの実施につき認可される見込みとなりました。

本件、現時点においては関連省令改正の公布前ですが、上記認可に伴い、弊会による検査の取扱い及び証書発行手続きを以下の通りお知らせ致します。

1. 「液化ガスばら積適合証書(IGC/GC Code)」の発行について
従前まで「液化ガスばら積適合証書」は、管海官庁において発行されておりましたが、2013年4月15日以降、弊会での発行が可能となる見込みです。

尚、現有の管海官庁が発行した証書は、その有効期限まで有効となります。

従いまして、原則として2013年4月15日以降に実施される年次検査及び中間検査完了においては、弊会検査員が現有の「液化ガスばら積適合証書」に裏書きを行います。また、同日以降実施される更新検査完了後においては、弊会書式による証書を発行します。

但し、証書記載内容に変更があった場合、及び、船主殿が証書書換えを希望された場合においては、弊会書式による証書を発行します。

2. 「国際液体化学薬品ばら積適合証書」、「高速船安全証書」、「高速船航行条件証書」及び「国際満載喫水線免除証書」の裏書きについて
今次改正により、「国際液体化学薬品ばら積適合証書」、「高速船安全証書」、「高速船航行条件証書」及び「国際満載喫水線免除証書」について、従前まで裏書きを行っていた管海官庁に代わり、2013年4月15日以降、弊会で年次/中間検査後に裏書きをすることが可能となる見込みです。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 情報センター 船級部

住所: 千葉市緑区大野台 1-8-5 / 1-8-3 (郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-5784

Fax: 043-294-5449 / 5660

E-mail: cld@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。